



KTCC

協同
組合

関西技術協力センター

Kansai Technical Cooperation Center

Vol.05

2024.09

KTCC NEWS



実習生と企業様をサポートするスタッフが集まり、よりよいサービスを提供するために勉強会を実施しました。
(詳しくは2ページをご覧ください)

～世界の人々に日本を好きになってもらう～



組合紹介 | 協同組合 関西技術協力センターについて

弊組合は、ベトナムやインドネシアなどの発展途上国人材を日本企業へ受入れ、OJTを通じて技能・技術または知識を開発途上地域へ移転し、当該地域などの経済発展に寄与する「外国人技能実習制度」の受入れ監理団体です。加えて、一定の専門性・技能を有し、企業での即戦力になりうる外国人材を受入れる「特定技能制度」の支援機関でもあります。



20年以上に渡る外国人材活用・活躍の実績に高い評価を頂き、全社員が「日本企業と海外を結ぶ架け橋になる」「日本で成長した若者を世界に」の思いで活動しています。
外国人材の受入れに興味がある企業様は、ぜひお気軽にお問合わせください。



9月号のTOPIC

- 技能実習生の対応事例
- スタッフ勉強会の実施
- KTCC 業界ニュース
- 現場向け手引書
- セミナーのお知らせ



組合HPはこちら

制度の詳しい内容や組合の活動などをご覧いただけます。



関西技術協力センター



組合スタッフが教える 「技能実習生の対応事例」

〈秋の全国交通安全運動〉
2024年9/21～9/30

気をつけよう！自転車のトラブル

手軽で便利な自転車。実習生もよく利用するため、さまざまなトラブルがおこりがちです。



自動車専用道路に侵入！



自動車専用
の標識

T社の実習生2人が自転車で少し遠いスーパーへ買い物に行きました。地図アプリで検索した道を走行していましたが、あやまって自動車専用道路に侵入。見た人が通報し、警察が駆けつける事態になりました。



自転車が入ってはいけない道路があること、侵入は道路交通法違反になる非常に危険な行為であることを伝えました。近隣に自動車専用道路がある場合は、事前に必ず伝えておきましょう。

自転車同士の事故でも警察へ

安全運転！



N社のBさんは自転車での通勤途中、急に飛び出してきた自転車の学生とぶつかりました。お互いにケガがなかったため、連絡先も聞かず、警察も呼ばずに別れましたが、Bさんの自転車は修理が必要なダメージを受けていました。



事故後に体の痛みが生じることも。自転車同士であっても交通事故の場合は、警察への通報と救急車の手配を必ず行うように指導しておきましょう。

「学び合い」で、さらに充実したサポートを！

「スタッフ勉強会」を実施しました

実習生と企業様をサポートするスタッフが一堂に会し、勉強会を行いました。よりよいサポート実施のために、活発な意見交換がなされ、参加者全員の業務知識がレベルアップする会となりました。午前は実務で行っている各人のサポート事例の発表を行いました。実習生が継続的に日本語を学ぶための教育サポート方法やゴミ出しルール徹底のための掲示物例、担当する実習生と企業様とのよりよいコミュニケーションのための会話術など、日々の業務から生まれたさまざまなアイデアと工夫が披露されました。



午後からはグループに分かれて、ケーススタディで研修を行いました。具体的な事例に対してグループごとに考えをまとめ、他グループと対話をしながらロールプレイ形式で発表する取り組みに挑戦。実際に演じてみることで、業務知識の確認や数値を使った説得力のある会話の練習にもなり、発表のフィードバックを受けながら、お互いが学び合える時間となりました。勉強会で得た新しい知識を、これからのサポートにしっかりと活かして参ります！

KTCC 業界ニュース

製造業分野の「特定技能制度」受け入れ分野拡大にフォーカス！

特定技能制度における製造業は、現在のところ素形材・産業機械・電気電子情報関連・金属表面処理製造業分野に限り受け入れが可能です。2024年3月に行われた閣議で、分野名を「工業製品製造業分野」と変更し、新たな業種・業務区分を追加することが決定しました。今月号では、特に製造業分野に注目して、追加予定の対象業種、業務区分について具体的にお伝えいたします。



【受け入れ見込み数】

令和元年度からの5年間の受け入れ見込み数は49,750人でしたが、令和6年度からの5年間の受け入れ見込み数は173,300人と大幅に拡大します。

【追加予定の受け入れ対象業種】

- ・鉄鋼業
- ・金属製サッシ・ドア製造業
- ・プラスチック製品製造業
- ・紙器・段ボール箱製造業
- ・コンクリート製品製造業
- ・陶磁器製品製造業
- ・繊維業

(勤務管理の電子化、特定技能外国人の給与を月給制とする等、追加要件を設定)

- ・金属製品塗装業
- ・RPF製造業
- ・印刷・同関連業
(全日本印刷工業組合連合会、全国グラビア協同組合連合会、全日本製本工業組合連合会、いずれかに所属していることを要件とする)
- ・梱包業
(日本梱包工業組合連合会に所属していることを要件とする)

Manufacturing Industry



【7つの業務区分を追加】

機械金属加工、電気電子機器組立て、金属表面処理の3分野に加えて、紙器・段ボール箱製造、コンクリート製品製造、陶磁器製品製造、紡織製品製造、縫製、RPF製造、印刷・製本を追加し、10分野となります。

※新規業種での受け入れ開始時期については、規定類を調整の上、決まり次第、経済産業省ホームページにて公表されます。



現行の技能実習制度は、基本的には3年間（要件を満たせば最大5年間）の受け入れしかできず、技術を覚えたころに、帰国してしまうという問題がありました。

新たに創設される育成就労制度では、特定技能の受け入れ分野と原則一致するため、育成就労で採用した人材が特定技能にキャリアアップすることで長期の雇用が可能となり、企業において戦力として長く活躍できる人材を育成できる制度となります。

新分野での受け入れ要件、開始時期などの情報が公開されましたら、こちらの紙面や幣組合のホームページでもお知らせしていきます。

受入れ企業様に役立つ 現場向け手引書

賃貸物件退去時の費用トラブルについて

賃貸物件の退去時に思わぬ費用を求められることがあります。国土交通省では退去時の原状回復にかかる費用とその負担者を明確にするために『原状回復をめぐるトラブルとガイドライン』を定めています。退去時のトラブルを未然に防ぐためにも内容を知っておきましょう。



ガイドラインによる「原状回復」とは？

ガイドラインには、「賃借人の居住、使用により発生した建物価値の減少のうち、賃借人の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用による損耗・毀損を復旧すること」とあり、その費用は入居者の負担とされています。一方、壁紙や畳の日焼け、部屋に備えてある給湯器や換気扇の故障など、経年劣化による汚れや破損などは、入居者の責任にはならず、貸主や管理会社が修理を負担することになります。

入居者負担になるのはどんなこと？

例えば、不注意による壁やフローリングのキズや汚れ、ネジや釘によって空いた穴、結露を放置したことが原因のシミやカビなど、通常使用の範囲を超える故意の破損や手入れ不足による汚れなどは、入居者に修繕義務が発生することがあります。



家具を置いてできた床やラグのへこみや災害による破損などは貸主の負担となります。ガイドラインでは「清掃費用（ハウスクリーニング代）」、「鍵交換費用」も貸主の負担が妥当とされています。入居時に署名する契約書の内容をしっかりと確認し、疑問は解消したうえで入居を。入居時に気になるキズや汚れなどは写真を撮っておきましょう。退去時に何を負担しなければならないかを理解して賃貸に住むことが、トラブルを未然に防ぐことにつながります。

詳細はこちらをご覧ください。
国土交通省『原状回復をめぐるトラブルとガイドライン』
<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/>

オンラインセミナーのお知らせ

ホームページ・お電話でもお申込み受付中

9月20日（金）13:30 - 14:10

技能実習制度の廃止！これからどうなる？「技能実習制度改正」説明会（9月18日締切）

技能実習制度見直しの最新情報を知りたい企業様向けの説明会

現行の技能実習制度を発展的に解消し、人材確保と人材育成を目的として創設される新制度。その最新情報を詳しく、かつ、分かりやすくお伝えいたします。説明会の後、ご質問にもお答えします。



セミナー
お申込み

セミナー参加費は無料です。
※本セミナーはZOOMにて開催されます。

講師紹介：

井手 昭則(外国人実習雇用士)

高校時代の米国交換留学。就職後は駐在員として15年間オーストラリアで勤務。様々な職務を通して外国人とのコミュニケーションのノウハウを身に付ける。これまでの経験を活かし、海外人材活用について適切にアドバイスしています。



発行・お問い合わせ

電話番号：06-6152-8808（平日9時～18時）

担当：大阪本部 広報課 井手

発行元：協同組合 関西技術協力センター（一般監理団体／登録支援機関）

大阪本部：〒532-0033 大阪府大阪市淀川区新高3丁目9番14号ピカソ三国ビル4階

名古屋事務所：〒453-0013 愛知県名古屋市中村区亀島2丁目14番10号 フジオフィスビルディング4F

広島事務所：〒730-0051 広島県広島市中区大手町3丁目8番1号 大手町中央ビル10F

お問合せは
こちら！



関西技術協力センター

